

教 義 第 8 3 5 号
平成 2 0 年 7 月 1 0 日

各市町村教育委員会教育長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 仲村 守和
(公印省略)

教員免許更新制のため職員が更新講習を受講する場合の
職務専念義務の免除について(通知)

みだしのことについて、平成 2 1 年 4 月 1 日より導入される教員免許更新制に基づく更新講習の受講については、平成 2 0 年 4 月 1 日付け「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について(20文科初第69号)」の通知及び職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第12号に基づき、免許状更新講習の受講対象となる沖縄県教育委員会関係者及び県立学校職員については、下記のとおり職務専念義務を免除することとしましたので、貴市町村立学校職員並びに貴所属職員への周知方及び適切な取扱いについて遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 職務に専念する義務を免除する事由
職員が教員免許状更新講習を受講する場合
- 2 職務に専念する義務を免除する期間
受講に必要な時間
ただし、教員については長期休業期間等授業時間の割当てがない時間に限る。

教 義 第 8 3 5 号
平成 2 0 年 7 月 1 0 日

各 教 育 事 務 所 長
本 庁 各 課 (室) 長 殿
関 係 教 育 機 関 所 属 長
各 県 立 学 校 長

沖 縄 県 教 育 委 員 会
教 育 長 仲 村 守 和
(公 印 省 略)

教員免許更新制のため職員が更新講習を受講する場合の
職務専念義務の免除について (通知)

みだしのことについて、平成 2 1 年 4 月 1 日より導入される教員免許更新制に基づく更新講習の受講については、平成 2 0 年 4 月 1 日付け「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について (2 0 文科初第 6 9 号)」の通知及び職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 1 2 号に基づき、下記のとおり職務専念義務を免除することとしましたので通知します。

なお、職員が受講する場合は、職員服務規程 (昭和 4 7 年沖縄県教育委員会訓令第 4 号) 第 1 3 条の規定に基づき職務専念義務免除の承認手続きを行ってください。

また、市町村教育委員会あてに通知済みであることを申し添えます。

記

- 1 職務に専念する義務を免除する事由
職員が教員免許状更新講習を受講する場合
- 2 職務に専念する義務を免除する期間
受講に必要な時間
ただし、教員については長期休業期間等授業時間の割当てがない時間に限る。